町有地買取希望者募集要項

山田町は、山田地区震災復興区画整理事業区域内に存する町有地の有効利用を図るため、買取を希望する方を募集します。

**１　売却予定区域**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 面積 | 売却予定価格 | 用途地域 | 上下水 |
| 八幡町408-3 | 69.99㎡(約21坪) | 2,204,685円 | 第一種居住 | なし |

※具体的な位置、形状については別紙図面をご確認ください。

※１坪＝3.3㎡として換算しています。

**２　応募資格**

　　個人、法人及び団体いずれも可。ただし、次に掲げるものを除く（法人の代表及び団体における構成員を含む）。

（１）契約を締結する能力を有しないもの

（２）破産者で復権を得ないもの

（３）市町村税の滞納があるもの

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員。

**３　利用に当たっての注意事項**

1. 公序良俗に反する用途その他社会通念上不適切な用途に利用しないでください。
2. 振動、騒音、悪臭が著しいなど環境衛生上不適切な用途に利用しないでください。
3. 土地は原状でのお引渡しとなりますので、現地をご確認ください。

**４　応募期間等**

1. 応募期間

随時、応募を受け付けております。（午前8時30分から午後5時15まで、土日祝は除きます。）

1. 応募書類

ア　土地買受申請書（様式第１号）

イ　市町村税に滞納がないことを証明する書類（様式第２号・山田町用）

　　　　※それぞれの市町村で様式が異なりますので、町外の個人または法人の方は所在の市町村にお問い合わせください。

（３）応募書類の提出先

　　　　〒０２８-１３９２　岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番２０号

　　　　山田町役場　都市計画課　宅地管理係

（４）応募書類の提出方法

　　　　直接持参又は郵送とします。（郵送の場合は、応募期限内に必着とします）

**５　売却対象者の決定について**

　　提出後、申請内容を審査の上利用者決定となります。

　　同一区画に複数の応募があった場合は、以下の方を優先させていただきます。

　【優先条件】

1. 町内に住所を有する個人又は法人
2. 自らが使用する目的であること

※該当する条件が多いほど優先順位が高くなります。

さらに同一順位で複数の方がある場合は、抽選により利用者の選定を行います。

**６　決定の取り消し、権利譲渡について**

1. 売却対象者決定後、土地の引き渡し可能な日から３ヵ月以内に契約していただけない場合は、決定を取り消すことがあります。
2. 売却対象者に決定した方は、この権利を第三者に譲渡することはできません。
3. 売却対象者の決定が取り消された場合において、複数応募者があった場合は、次点の方を売却対象者に決定します。

**７　留意事項**

1. 提出後の応募書類の差し替えは原則として認めません。
2. 次のいずれかに該当した場合は、当該申請を失格又は無効にすることがあります。

　　ア　応募期限、提出先、提出方法が守られていないとき。

　　イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

　　ウ　応募書類に虚偽の記載があったとき。

　　　エ　同一人による複数の応募書類が提出されたとき（法人の場合は代表者、団　体の場合は構成員を含む）。

　　　オ　同一人物のために同一世帯または親戚のうち複数の方から応募書類が提出されたとき。

　　　カ　応募資格を有していないことが判明したとき。

　　　キ　その他不正行為があったことを町長が認めたとき。

**８　問い合わせ先**

　　山田町役場　都市計画課　宅地管理係

　　　０１９３－８２－３１１１（内線２４１、２４２）